

令和 2 年 3 月 25 日

一般質問（文書質問）

議員名 村井 正信

1 質問項目

新型コロナウイルス対策による、臨時休校の影響を受けた子どもを持つ低所得層の保護者への経済的支援を

2 具体的な質問内容

新型コロナウイルスの感染拡大は現在のところ収束の兆しも見えず、学校の臨時休校も延長されている。

突然の休校で、保護者は戸惑うばかりで対応に苦慮している。

子どもの世話をするために仕事を休まざるを得ない保護者もあり、中には臨時雇用で年次休暇もないため、直接収入減に結び付いている保護者もいる。

厚生労働省は、労働者の休職に伴う所得減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、労働基準法の年次有給休暇ではなく、別途有給休暇を取得させた企業に対する助成金を創設している。

これは、事業所に対する助成であり、この制度の対象とならない保護者も多くいると思われる。このような保護者の生活を守るために、西脇市として緊急的に小学校等の臨時休校に伴い仕事を休んだ保護者（低所得者）の減収補填制度を早急に作る必要がある。

第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議では専決処分を必要とする支援策が出されており、この支援策も緊急を要する課題として取り上げるべきと考える。

具体的な方策として、近隣市の例を見ると、

- ・ 小学校等の臨時休校で休職した保護者に対する減収補填
 - ・ 子育て世帯 1日当たり 8,330円を上限に助成
 - ・ 対象 小学校や認定こども園、特別支援学校に通う子どもを持つ保護者で住民税非課税世帯
 - ・ 1世帯につき上限10万円
- 子育てにやさしいまち西脇を打ち出してほしい。

3 回答

本市では、放課後児童クラブの開所により、小学校の臨時休業期間においても全ての保護者が通常の勤務ができる環境を整備できおり、現時点では市独自の施策として減収補填等を行う必要はない

ものと考えています。

なお、国においては、新たな緊急対応策も検討されているところであり、これらの支援策や融資の拡充等の情報については、引き続きホームページやチラシ等により広く周知していきます。

放課後児童クラブについては、2月27日、厚生労働省から「共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい」との通知がありました。

これを受けて、本市では、小学校全学年の児童を対象に、市内全8クラブにおいて、通常の保育時間である午後2時30分から午後6時30分までに加え、午前7時30分から午後2時30分までについても受け入れることを決定しました。

放課後児童クラブの臨時開所を知らないことで、サービスを受けられない状況を生まないために、保護者あて一斉メール及び防災行政無線により全保護者への周知を図りました。また、保護者が安心して子どもを預けられるよう、学校配置の介助員及び給食センター調理員にも放課後児童クラブへの応援勤務を要請し、体制を整えました。さらに、申込み当日からの利用も可能とするなど、柔軟な受け入れ対応を行っています。

また、臨時開所にかかる保育料についても、国の補助制度の創設により、今後、補助が実施される予定ですので、今回の延長分（午前7時30分から午後2時30分までの利用）の保育料は徴収しないこととしています。